

四日市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 5 号

四日市市税条例の一部を改正する条例

四日市市税条例(平成 1 6 年四日市市条例第 4 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 (略) 2 から 8 まで (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出)	(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 (略) 2 から 8 まで (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出)

第 6 3 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) から (4) まで （略）

2 （略）

（種別割の税率）

第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円

第 6 3 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) から (4) まで （略）

2 （略）

（種別割の税率）

第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

オ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下

この号及び次条において同じ。)又は
法人番号(同法第2条第16項に規定
する法人番号をいう。以下この号にお
いて同じ。)(個人番号又は法人番号
を有しない者にあつては、住所又は事
務所若しくは事業所の所在地及び氏
名又は名称)

(2)から(4)まで (略)

(5) 軽自動車等の原動機の総排気量又
は定格出力(第82条第1号ウに掲げ
る原動機付自転車にあつては、原動機
の総排気量及び最高出力)

(6)から(10)まで (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)
第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の
減免を受けようとする者は、納期限前7
日までに、市長に対して、身体障害者福
祉法(昭和24年法律第283号)第1
5条の規定により交付された身体障害
者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38
年法律第168号)第4条の規定により
戦傷病者手帳の交付を受けている者で
身体障害者手帳の交付を受けていない
ものにあつては、戦傷病者手帳とする。
以下この項において「身体障害者手帳」
という。)、厚生労働大臣が定めるとこ
ろにより交付された療育手帳(以下この
項において「療育手帳」という。)又は
精神保健及び精神障害者福祉に関する

この号及び次条において同じ。)又は
法人番号(同法第2条第15項に規定
する法人番号をいう。以下この号にお
いて同じ。)(個人番号又は法人番号
を有しない者にあつては、住所又は事
務所若しくは事業所の所在地及び氏
名又は名称)

(2)から(4)まで (略)

(5) 軽自動車等の原動機の総排気量又
は定格出力

(6)から(10)まで (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)
第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の
減免を受けようとする者は、納期限前7
日までに、市長に対して、身体障害者福
祉法(昭和24年法律第283号)第1
5条の規定により交付された身体障害
者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38
年法律第168号)第4条の規定により
戦傷病者手帳の交付を受けている者で
身体障害者手帳の交付を受けていない
ものにあつては、戦傷病者手帳とする。
以下この項において「身体障害者手帳」
という。)、厚生労働大臣が定めるとこ
ろにより交付された療育手帳(以下この
項において「療育手帳」という。)又は
精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) から (4) まで （略）

(5) 運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) （略）

法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) から (4) まで （略）

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) （略）

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 1 4 9 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた

3 (略)

4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 1 4 9 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた

場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 及び(3) （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 から 15 まで （略）

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

17 及び 18 （略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 （略）

2 から 12 まで （略）

13 市長は、法附則第15条の9の3第

場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 及び(3) （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 から 15 まで （略）

16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

17 及び 18 （略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 （略）

2 から 12 まで （略）

1 項に規定する特定マンションに係る
区分所有に係る家屋については、前項の
申告書の提出がなかった場合において
も、マンションの管理の適正化の推進に
関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9
号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組
合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9
の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規
則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書
類の提出がされ、かつ、当該特定マンシ
ョンが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項
に規定する要件に該当すると認められ
るときは、前項の規定にかかわらず、同
条第 1 項の規定を適用することができ
る。

1 4 （略）

1 5 （略）

第 3 0 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9
項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9
項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第
3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第
3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第
1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第
6 3 条の規定の適用がある各年度分の
都市計画税に限り、第 1 5 3 条第 2 項中
「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは
第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5
条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

1 3 （略）

1 4 （略）

第 3 0 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9
項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9
項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第
3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第
3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第
1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第
6 3 条の規定の適用がある各年度分の
都市計画税に限り、第 1 5 3 条第 2 項中
「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは
第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5
条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の四日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 新条例附則第 3 0 条の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（財政経営部市民税課）